

## 由布市中小企業振興基本条例

### 前文

由布市は、教育・文化・医療・商業施設等の都市機能が集積する挾間地域、豊かな自然と農村や庄内神楽等の文化的資源を有する庄内地域、全国屈指の温泉地として知られる由布院温泉を有する湯布院地域の3つの地域から成り、時代の変遷とともにそれぞれの地域の特色を背景に地域産業が発展し、生活文化が育まれてきました。

由布市の事業所の大部分を占める中小企業は、産業の発展過程において、社会基盤の整備に貢献するとともに、地域資源を活用した商品・サービスの販売等を通じて市民生活の向上を支え、市外からの需要も取り込んで地域経済を豊かなものにしてきました。

中小企業は、その事業活動を通じて新たな価値を生み出し、地域の雇用を担い、経済循環を促進して地域経済を活性化するとともに、まちづくりの担い手として地域社会の持続的な発展に大きく貢献しており、市民生活において重要な役割を果たしています。

しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に加え、経済圏の拡大や近隣市における大規模商業施設の増加により地域の購買力が流出し、また、多くの観光客が訪れる湯布院地域では、宿泊・飲食業の事業者の市外からの進出等による増加によって事業者間の競争が激化するなど、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、市が将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民が地域で就業し、生活を維持・向上させ、安心して暮らすことができる経済環境を創出することが必要です。

そのためには、中小企業自らが、創意工夫して新しい価値を創造し、地域で再投資を行い、事業経営の安定・向上を図るとともに、市、市民、事業者、関係団体が連携・協働し、まちづくりの担い手として取り組むよう努めることが重要です。

ここに、中小企業の役割とその重要性を理解し、中小企業の振興を重要な政策として位置付けるとともに、中小企業の振興を通じて地域経済の循環を促進し、由布市を住んでよし訪れてよしの豊かで魅力あふれるまちとするため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、由布市の中小企業の振興に関し、基本理念、市の役割等及び施策の基本となる方針を定め、必要な施策を推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展、魅力あるまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 次のいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ アに規定する中小企業者の事業の共同化のための組織
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 次に掲げる団体であつて、その構成員の多数が市内に事務所等を有するものをいう。
  - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
  - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
  - ウ 観光協会、旅館組合その他観光に関する事業を営む事業者で組織される団体
  - エ ア、イ又はウの団体に準ずる団体等で市長がこの条例による施策の対象とすることを適当と認めるもの
- (4) 中小企業支援団体 商工会、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体をいう。
- (5) 大企業 第1号アに規定する中小企業以外の事業者（会社及び個人に限る。）であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、県内又は市内に本店又は支店を有するもの及び大分県信用保証協会をいう。
- (7) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、市内に存するものをいう。
- (8) 市民 次に掲げる者のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に通勤し、又は通学する者
  - ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- (9) 商店街等 商店街（小売業、飲食業及びサービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。）、商店会及び商工振興会をいう。
- (10) 地域計画 中小企業団体が作成する市全域又は各地域の計画又は方針をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他の市の地域資源を総合的に活用して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、市、中小企業団体、中小企業支援団体、大企業、金融機関等及び学校が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。
- 4 中小企業の振興は、地域経済の持続的な発展、後継者の育成及び魅力あるまちづくりに繋がるよう推進されなければならない。
- 5 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業支援団体、国、県その他の関係機関と連携し、市民の理解と協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業の受注機会の増大に努めるものとし、受注者に対しては、市内への再投資に努めるよう促すものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業の実態を把握するよう努めるものとする。

(中小企業の役割)

第5条 中小企業は、経済的及び社会的環境の変化に対応して自ら創意工夫し、経営の革新、経営基盤の強化等に努めるものとする。

- 2 中小企業は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、市の地域資源の利活用、市内での再投資、人材の育成及び雇用の確保その他雇用における環境整備に努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を通じて地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 4 中小企業は、中小企業団体及び中小企業支援団体に加入するとともに、他の中小企業、大企業、金融機関等、学校及び市民と交流し、互いの協力によって、一層の事業の発展を図るよう努めるものとする。
- 5 中小企業は、市が実施する中小企業の振興及び魅力あるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 6 中小企業は、まちづくりの担い手として市民と協働し、地域のまちづくり活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興及び魅力あるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策や支援事業の情報を提供するとともに、中小企業支援団体相互の連携を図り、経営改善及び創業の支援に努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、地域経済の振興を図るため、市の地域資源の利活用に努めるものとする。

3 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市が実施する中小企業の振興及び魅力あるまちづくりに関する施策に協力するとともに、中小企業団体及び中小企業支援団体に加入し、市民と協働し地域のまちづくり活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における起業又は創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(学校の役割)

第10条 学校は、社会見学、職場体験活動等を通じて、望ましい勤労観及び職業観を育てる等のキャリア教育を推進し、次世代の地域の産業経済を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展、地域の魅力あるまちづくり及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、市の地域資源を利活用するよう努めるものとする。

(基本方針)

第12条 市は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進を図ること。

(2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。

(3) 中小企業の資金調達の円滑化を図ること。

- (4) 中小企業の人材の確保及び育成、事業環境の整備並びに円滑な事業継承の支援を図ること。
- (5) 中小企業及び商店街等の活用による地域内の経済循環を図ること。
- (6) 中小企業の大部分を占める小規模企業の経営支援を図ること。
- (7) 地域資源の利活用による産業の発展及び創出を図ること。
- (8) 観光サービスの発展及び観光需要の創出並びに持続可能な観光まちづくりの推進を図ること。
- (9) 地元住民の雇用の促進並びに地元就職者及び市外からの転入による就職者に対する就労支援を図ること。

(地域計画)

第13条 市は、中小企業団体が作成した中小企業の振興、地域経済の持続的な発展及び魅力あるまちづくりを推進するための地域計画が、市の総合計画の基本理念に沿っていると認めるときは、当該計画を認定することができる。

2 市は、前項の認定をした場合は、当該地域計画を公表するものとする。

3 第1項に規定する認定を受けた地域計画の対象とする地域に事務所等を有する事業者は、当該地域計画を尊重して事業活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進させるために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。